

## 議題 2

### 関西学院周辺景観地区に係る 西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正について【諮問】

#### 目 次

1. 関西学院周辺景観地区に係る西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正について【P 1】
2. 関西学院周辺景観地区の屋外広告物に関する基準【資料 1】
3. 屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表【資料 2】
4. 西宮市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表（案）【資料 3】

## 議題2 関西学院周辺景観地区に係る西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正について【諮問】

### 1 趣旨

関西学院周辺景観地区指定に伴い、良好な屋外広告物景観の形成のため、当地区の屋外広告物に関する基準を制定する。施行にあたっては、西宮市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する必要があることから、本審議会に諮問するものである。

### 2 これまでの経緯

関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制に向けた経過については、下表のとおり。

時期	内容
平成30年 7月	住民アンケートの実施 広告物の大きさやデザインのルール化が必要という意見が多数あり。
平成30年 9月	○平成30年度 第1回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 議題3 (仮称) 関西学院大学周辺景観地区の経過について(報告)
平成30年 10月	周辺住民説明会を実施 屋外広告物規制(案)に関する意見無し。
平成30年 12月	説明会資料及び景観ニュース No.1 を配布 意見募集したが、屋外広告物規制(案)に関する意見無し。
平成31年 3月	事業者へ周知
令和元年 9月	○令和元年度 第3回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 議題2 関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制(案)について(報告)

### 3 令和元年9月 西宮市都市景観・屋外広告物審議会(報告)での意見

前回(令和元年9月20日)の西宮市都市景観・屋外広告物審議会での報告を行った際の主な意見は、下表のとおり。

(資料2 参照)

主な意見	回答
「景観地区共通基準」と「景観地区付加基準」の違いが分かりにくいので、表記方法を工夫したほうが良いのではないかと。	どちらも当地区の基準であるため、説明資料において、「関西学院周辺景観地区共通基準」、「関西学院周辺景観地区付加基準」とし、「関西学院周辺景観地区付加基準」の文言の定義について注釈を追加した。 ※資料2

<p>「景観地区共通基準」の「その他の表示方法」の「可変表示式広告物等」と「可動式広告物等」の違いは何か。文言を整理し、統一したほうが良いのではないかな。</p>	<p>「可変表示式広告物等」は、デジタルサイネージのような表示面が一定時間毎に切り替わるものや電光掲示板を指し、「可動式広告物等」は、広告物を飾る照明自身が点滅もしくは動くものである。双方異なるものであるため、そのままの記載とする。 ※資料2</p>
<p>「地上からの高さ」の基準について、2階程度までの高さに限定し、4メートル超、3平方メートル超の大型のものや照明を用いた屋外広告物等が掲出されると、歩行者などからは非常に圧迫感を感じるのではないかな。</p>	<p>今回の基準改正では、従来の総量規制である「1事業所あたり20平方メートル」を「1団の土地または建築物等につき10平方メートル以下」としており、色彩基準も細分化して、高い彩度の色は地色ではなく文字色となるような基準とするなど、非常に厳格に規制する基準であるため、問題はないと考える。また、照明については、禁止地域における共通基準にて、「ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること。」や「蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること。」と規定しており、それを根拠に指導を行っていく。</p>

**4 景観地区の屋外広告物規制案について**

当地区は、全域が第2種禁止地域に該当するため、現在はその基準が適用されているが、景観地区指定後は、第2種禁止地域の基準に加えて、当景観地区全域にかかる共通基準及び当景観地区で一定規模を超える場合にかかる付加基準を適用する。

(資料1 参照)

**5 屋外広告物条例施行規則の一部改正について**

西宮市屋外広告物条例施行規則新旧対照表 (案) (資料3 参照)

**6 既存不適格となる屋外広告物について**

屋外広告物を設置している事業所数	45 (12)
------------------	---------

上表の45事業所のうち、屋外広告物に関する基準を設定することにより、許可申請が必要となる事業所は20件となる見込みである。また、その20件のうち、基準に不適合となる件数及び不適合となる主な基準項目は、業種別で概ね下表のとおりである。

業種	事業所数	不適合件数	不適合となる主な基準項目
コインパーキング	7 (2)	7 (2)	色彩
飲食店	6 (4)	5 (3)	総量面積、色彩
コンビニ	2 (0)	2 (0)	総量面積、色彩
郵便局	1 (1)	1 (1)	色彩
その他 (事務所・小売店等)	2 (1)	2 (0)	色彩
非自家用広告物	2 (1)	2 (1)	色彩
合計	<b>20 (9)</b>	<b>19 (7)</b>	

※括弧内は第3種風致地区内にある事業所数

上表のうち、既存不適格となる屋外広告物は、下表のとおり合計7件となる見込みである。

景観地区指定後に許可申請が必要となる事業所数	20(9)	現在の許可申請状況		許可基準の適合・不適合 (景観地区指定後の基準)	
				適合	不適合
		申請不要	5(3)	1 (1)	既存不適格 4 (2)
		申請済	3(0)	0 (0)	既存不適格 3 (0)
		未申請	12(6)	0 (0)	12(6)

※括弧内は第3種風致地区内にある事業者数

既存不適格となる屋外広告物に対しては、原則5年の経過措置を設ける。

7 今後のスケジュール

以下のスケジュール案にて行う。

審議会等
<p>●(令和2年2月) <u>景観審(諮問)(本日)</u></p> <p>諮問内容：景観地区の屋外広告物規制に伴う、西宮市屋外広告物条例施行規則の改正</p> <p>●(令和2年4月) 事業者へ周知</p> <p style="text-align: center;">↓(周知期間)</p> <p>●(令和2年6月) <u>屋外広告物条例施行規則施行(予定)</u></p>

# 関西学院周辺景観地区の屋外広告物に関する基準

## <景観形成基準>

	景観地区指定前	景観地区指定後
許可基準	第2種禁止地域の基準	第2種禁止地域の基準 + <b>景観地区の基準</b>
申請対象規模(※)	1事業所あたり、 <b>合計表示面積5㎡超</b> 、又は高さ4m超、設置数4個(基)の場合	1事業所あたり、 <b>合計表示面積3㎡超</b> 、又は高さ4m超、設置数4個(基)の場合

(※) 案内誘導広告物、道標・案内図板等については規模に関わらず申請が必要。

(※) 申請対象規模外でも基準への適合が必要。

## □ 地区全域にかかる基準

### 掲出が禁止されているもの

- ・非自家用広告物(但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く)
- ・可変表示式広告物等  
(常時表示の内容を変えられることができる広告物(例:デジタル看板、電光表示板等))
- ・可動式広告物等(照射する光が動く若しくは点滅のある照明及び回転灯を使用した広告物)
- ・建築物の屋上に設置・表示する広告物

### 表示面積の合計

- ・**1団の土地又は建築物等につき10㎡以下**  
(敷地面積が**500㎡を超える場合**にあっては**15㎡以下**)

### 数 量

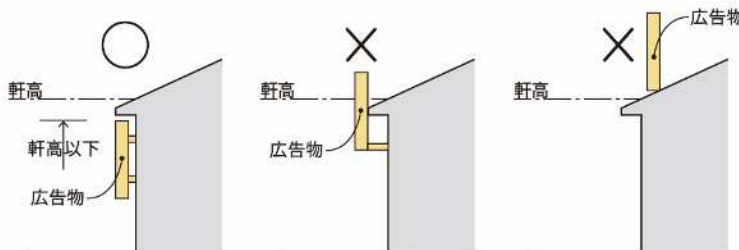
- ・1事業所あたり4枚(基・個)以下

### 色 彩

- ・彩度の高い色(マンセル色票系による彩度が10を超える色。以下同じ。)は2色以下とすること。但し、付加基準が適用される場合を除く。
- ・彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること。但し、付加基準が適用される場合を除き、以下の場合はこの限りでない。
  - (ア)自家用、管理用広告物においては、広告物の色数が3色以下の場合
  - (イ)その他の場合は、広告物の色数が2色以下の場合

## 壁面広告物

- 当該壁面の表示面積の1/5以下、意匠が同一の物は1壁面1枚限り
- 壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと
- 表示面の上端から下端までの長さは、5m以下、地上から表示面の上端までの高さは**8m以下**、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しない



## 突出広告物

- 出幅は建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下
- 壁面の上端を超えて突出しないものであること
- 地上から表示面の上端までの高さは**8m以下**、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しない
- 地上から下端までの高さは歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上
- 広告物の表示面以外の面は金属等で被覆し、露出しないものであること

## 建植広告物

- 数量は2基以下、高さは7m以下

## 垣・塀利用広告物

- 設置面の面積の1/4以下、掲出数は2個以下
- 垣・塀の外郭線より突出しないものであること

## アドバルーン

- 幅1.5m以下、高さ15m以下

## 広告旗

- 表示面の面積は2㎡以下とし、道路上には掲出しない
- 路肩から5m以内に掲出する場合は、相互間距離は5m以上であること

## 置看板

- 1方向の表示面積**0.5㎡以下**（両面1㎡以下）とし、数量は1事業所あたり**1基以下**
- 道路上に掲出しない



## そ の 他

- 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものとする。
- 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とする。
- 広告物の裏面及び側面並びに広告物を提出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものとする。
- 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とする。
- 複数の広告物等を掲出する場合は集約化するとともに形状や掲出位置を統一し、広告物等の上端は建築物に掲出する広告物の地上から上端までの高さは、**2階程度までの高さ**とする。
- ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。）であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあつては、この限りでない。
- 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものとする。

## □一定規模を超える場合にかかる付加基準

（高さが4mを超える、又は合計表示面積が3㎡を超える敷地に設置する広告物等について適用）

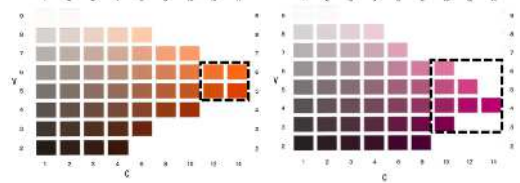
### 数 量

- 接する道路から同時に望見できる同一内容の掲出は、2箇所以下とする。  
（但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。）

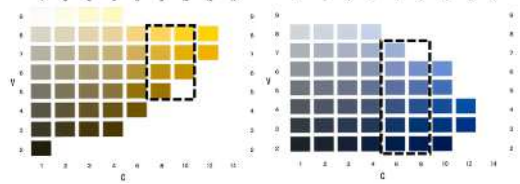
### 色 彩

- 表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。  
（但し、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く。）
- 右上の表の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面積の**1/30以下**とする。  
（但し、1個あたり**0.5㎡以下**の広告物を除く。）
- 右の表の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面の面積の**1/5以下**とする。  
（但し、1個あたり**0.5㎡以下**の広告物を除く。）

色相	R、YR、Y	その他の色
彩度	<b>10超</b>	<b>8超</b>

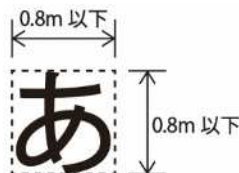


色相	R、YR、Y	その他の色
彩度	<b>6超～10以下</b>	<b>4超～8以下</b>



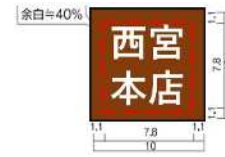
### 文字サイズ

- 一文字あたり**0.8m四方以下**



## 余 白

- 文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。  
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地の広告物は除く。)



## 建 植 広 告 物

- 接する道路ごとに1基以下とする。(案内誘導のためのものを除く。)  
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。)

## 突 出 広 告 物

- 壁面からの出幅は1m以下。道路に突出させない。

## そ の 他

- 広告物等が敷地境界線から突出しないものとする。



屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分		禁止地域基準		関西学院周辺景観地区基準	
		禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	関西学院周辺景観地区共通基準	関西学院周辺景観地区付加基準(※2)
共通基準		広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものであること。	←	←	←
		広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること。	←	←	←
		広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものであること。	←	←	←
		建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状であること。	←	←	←
		複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は3階程度までの高さのものとするよう努めること。	←	←	複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は2階程度までの高さであること。
		広告物等が敷地境界線から突出しないものとするよう努めること。	←	←	広告物等が敷地境界線から突出しないものであること。
		ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること。	←	←	←
		蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること。	←	←	←
表示面積の合計		地域により異なる	1事業所等につき、20平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、屋号又は商標以外の表示部分の面積の合計が10平方メートル以下であること。	1団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあっては、15平方メートル以下)で、かつ、自己の氏名、名称、屋号又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあっては、7.5平方メートル以下)であること。	←
数量	個数	地域により異なる	4枚(基、個)以下であること。	←	←
	同一内容	(大規模広告物付加基準)※1 広告物等が表示され、又は設置される敷地に接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2枚(基、個)以下であること。	←	←	広告物等が表示され、又は設置される敷地に接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2枚(基、個)以下であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。)
色彩		彩度の高い色の色数が、2色以下であること。 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が3色以下の場合には、この限りでない。	←	←	(ア) 表示面以外の枠又は支柱等に用いる色は、彩度が1以下であること。(ただし、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く。) (イ) 色相がR系、YR系又はY系で、彩度が6を超え10以下の色の色数及びこれらの色相以外の色相で、彩度が4を超え8以下の色の色数の合計は、2色以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。
		(大規模広告物付加基準)※1 ア 枠又は支柱等に用いる色は、彩度が1以下であること。 イ 色相がP系、RP系、R系又はYR系(0から7.5までのYR系に限る。)で、彩度が10を超える色の色数及びこれらの色相以外の色相で、彩度が8を超える色の色数の合計は、2色以下であること。 ウ 地色にイに定める色を使用する場合にあっては、当該地色部分の存する表示面の面積に対する当該地色部分の面積の割合が1/2以下であること。ただし、当該表示面の面積が10平方メートル以下の場合には、この限りでない。	←	←	(ウ) (イ)に定める色を使用する場合にあっては、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の5分の1以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。 (エ) 色相がR系、YR系又はY系で、彩度が10を超える色及びこれらの色相以外の色相で、彩度が8を超える色の色数の合計は、2色以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。 (オ) (エ)に定める色を使用する場合にあっては、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の30分の1以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。

※1 大規模広告物付加基準(全市基準):敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

※2 関西学院周辺景観地区付加基準: 広告物の表示面積の合計が3平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分		禁止地域基準		関西学院周辺景観地区基準		
		禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	関西学院周辺景観地区共通基準	関西学院周辺景観地区付加基準(※2)	
文字サイズ		(大規模広告物付加基準)※1 1文字あたりの1辺の長さは、2メートル以下(当該文字の掲出高さが地上から5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル以下)であること。	←		1文字あたりの1辺の長さは、0.8メートル以下であること。	
余白		(大規模広告物付加基準)※1 余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分をいう。以下同じ。)の面積は、当該余白の存する表示面の面積の5分の2以上であること。	←		余白の面積は、当該余白の存する表示面の面積の5分の2以上であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。)	
その他の表示方法		地域により異なる	ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。)については、この限りでない。光源の点滅がないものであること。	(ア) ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。)であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあっては、この限りでない。  (イ) 可変表示式広告物等は、設置しないこと。  (ウ) 可動式広告物等は、設置しないこと。	←	
個別基準	屋上	地域により異なる	禁止	禁止	禁止	
	壁面	表示面積の合計	(ア) 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含み、LEDサインを使用する場合にあっては、その表示面積に4を乗じて得た面積とする。)の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下であること。  (イ) 広告幕にあっては、長さは15メートル以下で、幅は1.5メートル以下であること。	←	←	←
		広告物等の上端の地上からの高さ	30メートル以下(商業系地域にあっては、40メートル以下)であること。ただし、自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は建物名を表示し、次のいずれにも該当するもので、かつ、その数量が1枚(基)である場合は、この限りでない。  (ア) 表示面の上端から下端までの長さは、5メートル以下であること。  (イ) ネオンサイン等(ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイバーを利用するものをいう。以下同じ。)を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。	←	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること。  広告物等の地上から上端までの高さは、8メートル以下であること。	←
		その他の表示方法	(ア) 壁面の外郭線から突出しないものであること。  (イ) 窓又は開口部を塞がないものであること。ただし、広告幕については、この限りでない。  (ウ) 意匠が同一のものにあっては、1壁面に数量が1枚(基)であること。	←	←	←

※1 大規模広告物付加基準(全市基準):敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

※2 関西学院周辺景観地区付加基準:広告物の表示面積の合計が3平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分			禁止地域基準		関西学院周辺景観地区基準	
			禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	関西学院周辺景観地区共通基準	関西学院周辺景観地区付加基準(※2)
個別基準	突出	出幅	地域により異なる	建築物の壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートル以下であること。	←	建築物の壁面から1メートル以下であって、道路上に突出しないものであること。
		広告物等の上端の地上からの高さ	地域により異なる	30メートル以下であること。	←	←
		広告物等の下端の道路面からの高さ	地域により異なる	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上)であること。	←	道路上に突出しないものであること。
		その他の表示方法	地域により異なる	(ア) 壁面の上端を超えて突出しないものであること。 (イ) 広告物等の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出しないものであること。 (ウ) 交通信号機からの距離が10メートル以下の場合にあっては、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用しないもので、かつ、光源の点滅がないものであること。	←	←
	建植(自己敷地)	数量	2基以下であること。 (大規模広告物付加基準)※1 案内誘導のためのものを除き、接する道路ごとに1基以下であること。	←	←	←
		広告物等の上端の地上からの高さ	地域により異なる	敷地内に建植える広告板又は広告塔にあっては、7メートル以下であること。	←	案内誘導のためのものを除き、接する道路ごとに1基以下であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。)
	垣・塀	表示面積の合計	広告物等が表示され、又は設置される面の面積の4分の1以下であること。	←	←	←
		数量	2個以下であること。	←	←	←
		その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出しないものであること。	←	←	←
	アドバルーン	規格等	幅は1.5メートル以下で、高さは15メートル以下であること。	←	←	←
	広告旗	表示面積	2平方メートル以下であること。	←	←	←
		相互間距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上であること。	←	←	←
		設置場所	道路上に設置しないものであること。	←	←	←
	置看板		禁止	禁止	←	1基以下であること。 1方向の表示面積が0.5平方メートル(両面1平方メートル)以下であって、道路上に設置しないものであること。

※1 大規模広告物付加基準(全市基準)：敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

※2 関西学院周辺景観地区付加基準：敷地内の広告物の表示面積の合計が3平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

西宮市屋外広告物条例施行規則（一部改正）

新旧対照表（案）

改正前			改正案		
西宮市屋外広告物条例施行規則			西宮市屋外広告物条例施行規則		
(平成 20 年 3 月 17 日)			(平成 20 年 3 月 17 日)		
(西宮市規則第 56 号)			(西宮市規則第 56 号)		
(略)			(略)		
(新設)			付 則 (令和 2 年 月 日西宮市規則第 号 [ 8 ])		
			1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。		
			2 この規則による改正後の西宮市屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の西宮市屋外広告物条例（平成 1 9 年西宮市条例第 3 1 号。以下「条例」という。）第 9 条又は第 1 5 条第 1 項本文若しくは第 2 項に規定する許可の申請（次項の規定の適用を受ける広告物等に係るものを除く。）について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。		
			3 施行日前に条例第 9 条若しくは第 1 5 条第 1 項本文若しくは第 2 項の規定により許可を受けて、又は第 1 6 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により表示され、又は設置されていた広告物等で、施行日以後に引き続き表示され、又は設置されているもののうち、改正後の規則第 1 1 条の適用除外の基準に適合しなくなるものの表示又は設置に係る基準については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。		
別表第 5（第 1 1 条関係）			別表第 5（第 1 1 条関係）		
条例第 1 6 条第 2 項第 1 号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等の適用除外の基準）			条例第 1 6 条第 2 項第 1 号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（自家用広告物等の適用除外の基準）		
地域の種別	区分	基準	地域の種別	区分	基準

<p>(1) 禁止地域(枝川町戸建住宅A地区景観重点地区(景観規則別表第2に規定する枝川町戸建住宅A地区景観重点地区をいう。以下同じ。)、枝川町戸建住宅B地区景観重点地区(同表に規定する枝川町戸建住宅B地区景観重点地区をいう。以下同じ。))及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区(同表第2に規定する苦楽園</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) 禁止地域(関西学院周辺景観地区(景観規則別表第2に規定する関西学院周辺景観地区をいう。以下同じ。))、枝川町戸建住宅A地区景観重点地区(同表第2に規定する枝川町戸建住宅A地区景観重点地区をいう。以下同じ。))、枝川町戸建住宅B地区景観重点地区(同表に規定する枝川町戸建住宅B地区景観重点地区をいう。以</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	------------	---	------------	------------

<p>五番町くすのき台地区景観重点地区をいう。以下同じ。)を除く。)</p>			<p>下同じ。)及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区(同表第2に規定する苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区をいう。以下同じ。)を除く。)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(3) 関西学院周辺景観地区	<p>ア 表示面積の合計</p> <p>イ 数量</p> <p>ウ 高さ</p> <p>エ 表示・設置できるもの</p>	<p>1 事業所等につき、3平方メートル以下であること。</p> <p>1 事業所等につき、3枚(基、個)以下であること。</p> <p>4メートル以下であること。</p> <p>(ア) 別表第2 1(1)から(4)及び(6)から(8)までに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 別表第8(2)オ並びに(4)イ(エ)、ウ(ア)、エ、ク及びケ(イ)及び(オ)から(キ)に定める基準に適合するもので</p>

					あること。 (ウ) 高さが4メートルを超える広告物等が存する一団の土地において表示し、又は設置される広告物等及び一団の土地において表示し、又は設置される広告物等の表示面積の合計が3平方メートルを超える広告物等（以下「関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等」という。）にあっては、別表第8(4)ア、イ(イ)及び(ウ)、オ(ア)から(オ)まで、カ、キ並びにケ(ウ)及び(エ)に定める基準に適合するものであること。	
(3) 津門大塚地区景観重点地区	(略)	(略)		(4) 津門大塚地区景観重点地区	(略)	
(4) 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区	(略)	(略)	エ 表示・設置できるもの (ア) 別表第8(2)ウからオまで及びキ並びに(4)エ(イ)及びクに定める基準に適合するものであること。 (イ) (略) (ウ) 景観重点地区付加基準適用広告物等にあっては、別表第8(4)オからキまで及びケ(イ)に定める基準に適合するものであること。	(5) 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区	(略)	エ 表示・設置できるもの (ア) 別表第8(2)ウからオまで及びキ並びに(5)エ(イ)及びクに定める基準に適合するものであること。 (イ) (略) (ウ) 景観重点地区付加基準適用広告物等にあっては、別表第8(5)オからキまで及びケ(イ)に定める基準に適合するものであること。
(5) 苦楽園五番町くすのき台地	(略)	(略)	エ 表示・設置できるもの 別表第8(2)エ及びオ並びに(5)カ及びキに定める基準に適合するものであること。	(6) 苦楽園五番町くすのき台地	(略)	エ 表示・設置できるもの 別表第8(2)エ及びオ並びに(6)カ及びキに定める基準に適合するものであること。

区景観重点 地区		
-------------	--	--

**別表第6**（第11条関係）

条例第16条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（管理用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域（枝川町戸建住宅A地区景観重点地区、枝川町戸建住宅B地区景観重点地区及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

区景観重点 地区		
-------------	--	--

**別表第6**（第11条関係）

条例第16条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準（管理用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域（ <u>関西学院</u> <u>周辺景観地区</u> 、枝川町戸建住宅A地区景観重点地区、枝川町戸建住宅B地区景観重点地区及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(5) <u>関西学院周辺景</u>	<u>ア 表示面積の合計</u>	<u>一団の土地又は1物件につき、3平方メートル以下であること。</u>



			<u>観地区</u>	<u>イ 数量</u>	一団の土地又は1物件につき、3枚(基、個)以下であること。
				<u>ウ 高さ</u>	4メートル以下であること。
				<u>エ 表示・設置場所</u>	建築物の屋上に表示し、又は設置しないものであること。
				<u>オ その他の表示方法</u>	建築物の壁面から突出しないものであること。
				<u>カ 表示・設置できるもの</u>	(ア) 別表第2 1(1)から(4)及び(6)から(8)までに定める基準に適合するものであること。 (イ) 別表第8(2)オ並びに(4)イ(エ)、ウ(ア)、エ、ク及びケ(イ)、(オ)及び(キ)に定める基準に適合するものであること。 (ウ) 関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等にあつては、別表第8(4)ア、イ(イ)から(ウ)、オ(ア)から(オ)まで、カ、キ並びにケ(ウ)に定める基準に適合するものであること。
(5) 津門大塚地区景観重点地区	(略)	(略)	<u>(6)</u> 津門大塚地区景観重点地区	(略)	(略)
(6) 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸	カ 表示・設置できるもの	(ア) 別表第8(2)ウ、オ及びキ並びに(4)エ(イ)及びクに定める基準に適合するものであること。 (イ) 景観重点地区付加基準適用広告物等	<u>(7)</u> 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸	カ 表示・設置できるもの	(ア) 別表第8(2)ウ、オ及びキ並びに <u>(5)</u> エ(イ)及びクに定める基準に適合するものであること。 (イ) 景観重点地区付加基準適用広告物等

建住宅B地区景観重点地区		にあつては、別表第8(4)オからキまで及びケ(イ)に定める基準に適合するものであること。
(7) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	(略)	(略)
	カ 表示・設置できるもの	別表第8(2)オ並びに(5)カ及びキに定める基準に適合するものであること。

別表第7 (略)

別表第8 (第11条関係)

条例第16条第3項第1号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域等の自家用広告物等の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

建住宅B地区景観重点地区		にあつては、別表第8(5)オからキまで及びケ(イ)に定める基準に適合するものであること。
(8) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区	(略)	(略)
	カ 表示・設置できるもの	別表第8(2)オ並びに(6)カ及びキに定める基準に適合するものであること。

別表第7 (略)

別表第8 (第11条関係)

条例第16条第3項第1号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域等の自家用広告物等の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(4) 関西学院周辺景観地区	ア 表示面積の合計	1団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあつては、15平方メートル以下)で、かつ、自己の氏名、名称、屋号又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあつては、7.5平方メートル以下)であること。
	イ 数量	(ア) 1事業所等につき4枚(基、個)以下であること。 (イ) 広告物等が表示され、又は設置され

					<p>る敷地に接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2枚（基、個）以下であること。（ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。）</p> <p>（ウ） 建植える広告物等の数量は、自己の敷地に建植える案内誘導のためのものを除き、接する道路ごとに1基以下であること。（ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。）</p> <p>（エ） 置看板の数量は1事業所等につき1基以下であること。</p>
			ウ 広告物等の上端の地上からの高さ	<p>（ア） 建築物に掲出する広告物等の地上から上端までの高さは、8メートル以下であること。</p> <p>（イ） 敷地内に建植える広告板又は広告塔にあつては、7メートル以下であること。</p>	
			エ 表示・設置場所	<p>（ア） 建築物の屋上に表示し、又は設置しないものであること。</p> <p>（イ） 建築物に掲出する広告物等にあつては、当該建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること。</p>	
			オ 色彩	<p>（ア） 表示面以外の枠又は支柱等に用いる色は、彩度が1以下であること。（ただし、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く。また、関西学院周辺景観地区付加</p>	

				<p>基準適用広告物等に限る。)</p> <p>(イ) 色相がR系、Y R系又はY系で、彩度が6を超え10以下の色の色数及びこれらの色相以外の色相で、彩度が4を超え8以下の色の色数の合計は、2色以下であること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限る。)ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。</p> <p>(ウ) (イ)に定める色を使用する場合には、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の5分の1以下であること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限る。)ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。</p> <p>(エ) 色相がR系、Y R系又はY系で、彩度が10を超える色及びこれらの色相以外の色相で、彩度が8を超える色の色数の合計は、2色以下であること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限る。)ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。</p> <p>(オ) (エ)に定める色を使用する場合には、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の30分の1以下であること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限る。)ただし、</p>
--	--	--	--	---

				<p>0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。</p> <p>(カ) 関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等でない、又は関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等のうち0.5平方メートル以下の広告物等については、別表第8(2)オに定める基準に適合するものであること。</p>
			カ 文字サイズ	<p>1文字当たりの1辺の長さは、0.8メートル以下であること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限る。)</p>
			キ 余白	<p>余白の面積は、当該余白の存する表示面の面積の5分の2以上であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。)</p>
			ク その他の表示方法	<p>(ア) ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。)であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあつては、この限りでない。</p> <p>(イ) 可変表示式広告物等は、設置しないこと。</p> <p>(ウ) 可動式広告物等は、設置しないこと。</p>

			<p>ケ 表示・設置で きるもの</p>	<p>(ア) 別表第2 1(1)から(4)及び(6)から(8)までに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は2階程度までの高さであること。</p> <p>(ウ) 広告物等が敷地境界線から突出しないものであること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限り。)</p> <p>(エ) 壁面より突出するものにあつては、建築物等からの出幅が建築物の壁面から1メートル以下であつて、道路上に突出しないものであること。(ただし、関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等に限り。)</p> <p>(オ) 別表第2 3(2)ア(ア)及びウ、(3)エ、(4)イ、(15)、(17)並びに(18)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(カ) 関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等でない広告物等については、別表第2 3(3)ア及びウに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(キ) 置看板にあつては、1方向の表示面積が0.5平方メートル(両面1平方メートル)以下であつて、道路上に設置しないものであること。</p>
--	--	--	--------------------------	---

<p>(4) 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(5) 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(5) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(6) 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1 (2)第2種禁止地域の基準は、第2種禁止地域において表示し、又は設置される広告物等(次項及び第3項の規定の適用を受ける広告物等を除く。)に適用する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (4)枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の基準は、枝川町戸建住宅A地区景観重点地区又は枝川町戸建住宅B地区景観重点地区において表示し、又は設置される広告物等のうち、高さが4メートルを超えるもの及び景観重点地区付加基準適用広告物等に適用する。</p> <p>3 (5)苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の基準は、苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において表示し、又は設置される広告物等に適用する。</p>			<p>備考</p> <p>1 (2)第2種禁止地域の基準は、第2種禁止地域において表示し、又は設置される広告物等(次項から第4項の規定の適用を受ける広告物等を除く。)に適用する。</p> <p>2 (4)関西学院周辺景観地区の基準は、関西学院周辺景観地区において表示し、又は設置される広告物等に適用する。</p> <p>3 (5)枝川町戸建住宅A地区景観重点地区及び枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の基準は、枝川町戸建住宅A地区景観重点地区又は枝川町戸建住宅B地区景観重点地区において表示し、又は設置される広告物等のうち、高さが4メートルを超えるもの及び景観重点地区付加基準適用広告物等に適用する。</p> <p>4 (6)苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の基準は、苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において表示し、又は設置される広告物等に適用する。</p>		

別表第9（第11条関係）

条例第16条第3項第2号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の道標・案内図板の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区を除く)・第3種禁止地域	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

別表第9（第11条関係）

条例第16条第3項第2号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の道標・案内図板の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種禁止地域 ( <u>関西学院</u> <u>周辺景観地区</u> <u>及び苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区</u> を除く)・第3種禁止地域	(略)	(略)
(3) <u>関西学院周辺景観地区</u>	ア 1方向の表示面の面積（ <u>広告塔</u> にあつては、 <u>それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計</u> ）  イ 広告物等の上	(ア) <u>道標</u> にあつては、 <u>2平方メートル以下</u> であること。 (イ) <u>案内図板</u> にあつては、 <u>6平方メートル以下</u> であること。 (ウ) <u>説明板</u> にあつては、 <u>4平方メートル以下</u> であること。 (エ) <u>避難誘導に係るもの</u> にあつては、 <u>1平方メートル以下</u> であること。 (オ) <u>その他のもの</u> にあつては、 <u>6平方メートル以下</u> であること。  自己の敷地外に建植えするものにあつ



			<p>端の地上からの高さ</p> <p>ては、3メートル以下であること。</p>
			<p>ウ 色彩</p> <p>案内図板以外のものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下であること。</p> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあつては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>
			<p>エ その他の表示方法</p> <p>(ア) 寄贈者名等を表示する場合にあつては、当該表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の10分の1以下であること。</p> <p>(イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>(ウ) 避難誘導に係るものにあつては、建物名、方向、距離等の表示が避難誘導のために必要な最小限の表示であること。</p>
			<p>オ 表示・設置できるもの</p> <p>(ア) 別表第2 1(1)から(4)及び(6)から(8)までに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 別表第2 3(2)ア(ア)及びウ、(3)ア、ウ及びエ、(6)ア(ウ)及び(エ)、(8)、(10)、(11)並びに(15)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(ウ) 別表第8(4)ウ(ア)、エ、ク及びケ</p>

(3) 苦楽園 五番町くす のき台地区 景観重点地 区	(略) オ 表示・設置で きるもの	(略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 別表第8(5)カ及びキ(イ)に定める 基準 に適合するものであること。

**別表第11** (第11条関係)

条例第16条第3項第4号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域の案内誘導の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種 禁止地域(苦楽園五番町くす のき台地区景 観重点地区を 除く)・第3種 禁止地域	(略)	(略)

		(イ)に定める基準に適合するものである こと。 (エ) 関西学院周辺景観地区付加基準適用 広告物等にあつては、別表第8(4)ア、イ (イ)及び(ウ)、オ(ア)から(オ)、 カ、キ並びにケ(ウ)及び(エ)までに定める 基準に適合するものであること。
(4) 苦楽園 五番町くす のき台地区 景観重点地 区	(略) オ 表示・設置で きるもの	(略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) 別表第8(6)カ及びキ(イ)に定める 基準 に適合するものであること。

**別表第11** (第11条関係)

条例第16条第3項第4号に掲げる広告物等の基準 (禁止地域の案内誘導の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
(略)	(略)	(略)
(2) 第2種 禁止地域(関 西学院周辺景 観地区及び苦 楽園五番町く すのき台地区 景観重点地区 を除く)・第3 種禁止地域	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)	(3) 関西学院周辺景観地区	<p>ア 1方向の表示面の面積（広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）</p> <p>イ 誘導距離</p> <p>ウ 色彩</p> <p>エ その他の表示方法</p> <p>オ 表示・設置できるもの</p>	<p>2平方メートル以下であること。</p> <p>案内誘導しようとする施設等から1キロメートル以下であること。</p> <p>(ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下であること。 (イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合には、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。 (イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>(ア) 別表第2 1(1)から(4)及び(6)から(8)までに定める基準に適合するものであること。 (イ) 別表第2 3(2)ア(ア)及びウ、(3)ア、ウ及びエ、(7)ア、(8)、(10)、(11)並びに(15)に定める基準に適合するものであること。</p>
------	------	------	----------------	--	--

					<p>(ウ) 別表第8(4)ウ(ア)、エ、ク及びケ(イ)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(エ) 関西学院周辺景観地区付加基準適用広告物等にあつては、別表第8(4)ア、イ(イ)及び(ウ)、オ(ア)から(オ)、カ、キ並びにケ(ウ)及び(エ)に定める基準に適合するものであること。</p>
--	--	--	--	--	--